

## 監 査 規 程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下「本会」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

### (基本理念)

第2条 監事は、本会の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、本会の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

### (職能)

第3条 監事は、理事の職務の執行を監査し、理事の職務執行に適法性を欠く事実又はそのおそれのある事実若しくは著しく不当な事実を発見したときは、理事会に対し必要な勧告又は助言を行わなければならない。

### (業務・財産調査権)

第4条 監事は、いつでも、理事及び関係部門に対し事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

### (理事等の協力)

第5条 監事が、前条の職務を遂行する場合は、理事又は関係部署の責任者はこれに協力するものとする。

### (監査計画)

第6条 監事は、本会の業務計画を勘案の上、監事間の協議に基づいて、当該年度中に行うべき会計監査及び業務監査の実施計画を作成するものとする。

2 監査は、定期監査と臨時監査に区分する。

(1) 定期監査は、原則として年3回実施するものをいう。

(2) 臨時監査は、定期監査以外で必要に応じて、臨時に実施するものをいう。

3 監査の種類は次のとおりとする。

(1) 会計監査

会計監査は、本会の会計処理が正当な証憑書類により事実に基づいて処理され、帳票が法令及び諸規程に従い適正に記録されているか否かを検証するとともに、本会財産の管理状況を監査することをいう。

(2) 業務監査

業務監査は、本会の業務の執行が、法令・定款その他本会の諸規程に準拠して、合法的かつ合理的・効率的に行われているかを監査することをいう。

(3) 個人情報保護監査

個人情報保護監査は、本会内の個人情報管理が、法令、並びに個人情報保護規程に従い、適正に実施されているかを監査することをいう。

(4) 決算監査

決算監査は、社員総会に提出される計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書が、法令及び諸規程に従い適正に作成されているかを監査することをいう。

### (監査事項)

第7条 監事は、次の各号に掲げる事項の調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

(1) 稟議書等重要な文書

- (2) 重要又は異常な取引、債権の保全・回収及び債務の負担
- (3) 本会と理事との競合取引又は利益相反取引
- (4) 財産の状況
- (5) 決算方針及び決算期の計算書類等
- (6) 社員総会（評議員会）に提出すべき議案及び書類
- (7) その他監事が監査上必要とする事項

（監事の遵守事項）

第8条 監事は次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 監査はすべて事実に基づいて行い、かつその判断及び意見の表明について公正でなければならない。
- (2) 職務上知り得た事項を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。
- (3) 監事は、いかなる場合においても、監査を受ける者に対し、業務の処理方法について直接指揮命令をしてはならない。

（会議への出席）

第9条 監事は、理事会及びその他の重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

（理事会に対する意見陳述義務）

第10条 監事は、理事の職務の執行又はその他の者の業務上の行為が法令・定款に違反し、若しくは違反するおそれがあるとき、又は著しく不当であると認めるときは、理事会に意見を述べなければならない。

- 2 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求し、又は自ら理事会を招集することができる。
- 3 監事は、業務の執行に当たり本会の業務の適正な運営・合理化等又はこの法人の諸制度について意見を持つに至ったときは、理事に対し、意見を述べなければならない。

（差止請求）

第11条 監事は、理事が本会の目的外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがある場合には、理事に対し、その行為の差止めを請求する。

（理事等の報告義務に対する措置）

第12条 監事は、理事から本会に著しい損害が発生するおそれがある旨＜理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重要な事実の発見＞の報告を受けた場合には、必要に応じて調査を行い、助言又は勧告等の適切な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）

第13条 監事は、理事が会計方針及び計算書類等の記載方法を変更する場合には、予め変更の理由について報告するよう求める。

- 2 監事は、会計方針及び計算書類等の記載方法について問題があれば、理事に意見を述べるものとする。

（社員総会への報告）

第14条 監事は、社員総会に提出される議案及び書類について違法又は著しく不当な事項の有無を調査し、必要な場合には社員総会に報告する。

(社員総会における説明義務)

第15条 監事は、社員総会において社員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明する。

(監事の任免・報酬に関する総会における意見陳述)

第16条 監事は、その選任・解任及び報酬について、社員総会において意見を述べることができる。

(監査報告書)

第17条 監事は、日常の監査を踏まえ、第6条の決算監査を経て、法令の規定に従い、監査報告書を作成する。監事間に異なる意見がある場合には、それぞれの意見を記載する。

2 前項の監査報告書には、作成年月日及び常勤の監事においてはその旨を付し、記名押印又は電磁的署名をするものとする。

3 監事は前項の監査報告書を、会長に提出する。

(訴訟提起等に関する事項)

第18条 監事は、自ら理事の責任を迫及する必要があるとき、又は社員から理事の責任を迫及する訴えの提起の請求があった場合において、その請求に正当な理由があり、かつ、本会の利益保護のため必要があるときは、本会を代表して訴えを提起する。

2 監事は、前項のほか、社員総会の決議取消の訴えその他の訴訟の提起をすることができる。

3 監事は、理事が本会に対し社員総会決議取消その他の訴訟の提起をしたときは、本会を代表する。

(監査の費用)

第19条 監事は、職務執行のため必要と認める費用を本会に対して請求することができる。

(改 廃)

第20条 この規程の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

(附 則)

第1条 本規程は、平成19年5月10日より施行し、平成19年4月1日より適用する。

第2条 この規程の改正部分は平成23年4月1日から施行する。

第3条 この規程は、平成27年3月7日に改定し、平成26年11月30日から施行する。

第4条 この規程は、2020年6月13日から施行する。

第5条 この規程は、2021年8月28日に改定し、2021年9月1日から施行する。